

お知らせ

9月20日～26日は 動物愛護週間

犬の飼い主さんへ

愛犬の登録をしましょう

狂犬病予防注射をしましょう

放し飼いはやめましょう

トイレマナーを守りましょう

犬の行動に責任を持ちましょう



犬の飼い主さんへ

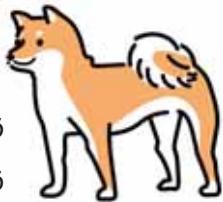
屋内飼育をしましょう

首輪と名札を付けましょう

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術
をしましょう

飼育できない猫への安易な餌やりはやめましょう

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼育について、皆さんの关心と理解を深めるためにあります。この機会に身近にいる動物について考えてみましょう。



お知らせ

狂犬病の予防注射は お済みですか

今年度の狂犬病予防注射の接種確認ができていない飼い主の方に、東濃西部広域行政事務組合から10月中に「狂犬病予防注射のお知らせ(再通知)」のはがきが送られます。このお知らせが届いた方は、該当する項目に従って手続きをしてください。

▷予防注射が済んでいない

はがきと愛犬登録証を持って、動物病院で予防注射を受け、注射済票の交付申請（手数料550円）をしてください。

▷愛犬が亡くなったが、手続きが済んでいない

はがきの「犬の死亡（抹消）届」欄に必要事項を記入し返送してください（切手不要）。または鑑札および注射済票を持って、生活環境課または支所で死亡の手続きをしてください。

▷予防注射は済んだが、注射済票の交付申請が済んでいない

はがきと愛犬登録証、動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持って、生活環境課または支所で注射済票の交付申請（手数料550円）をしてください。

※はがきに心当たりのない方は、

東濃西部広域行政事務組合

（☎②7150）まで連絡してください。



▲狂犬病予防注射済証

問 生活環境課（内線177）

お知らせ

事業所などの重大な消防法令違反の是正を実施中です

重大な消防法令違反の対象になる事業所とは？

法令で義務付けられた消防用設備など（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備）が設置されていないものや機能に重大な支障があり、火災が発生した場合に人命などが著しく危険な状態になるおそれがある事業所などです。

事業所などの新築・増改築や違う用途のテナントの入店などで、新たに消防用設備などの設置義務が生じる場合は、消防本部に問い合わせください。

消防用設備などの設置義務が生じた増改築の例

- ・棟と棟を渡り廊下で接続した
- ・木造の小屋を増築した
- ・内装工事をした
- ・防犯のため、窓に格子を取り付けた
- ・違う用途のテナントが入店した など

問 消防本部（☎③0119）

